

平成30年第1回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 秋村 光 男

副委員長 長谷川 章 悦

1 開催日 平成30年3月7日（水曜日）

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

議案第79号 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	秋村光男	委員	木戸喜美男
副委員長	長谷川章悦	委員	里村誠悦
委員	天内慎也	委員	木下靖
委員	山本武朝	委員	丸野達夫

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	中川覚	都市整備部参事	岡山幸司
都市整備部長	大楡寛之	水道部参事	伊藤三千雄
都市整備部理事	八戸認	都市政策課長	佐々木浩文
水道部長	相馬政人	水道部総務課長	一戸隆雄
交通部長	多田弘仁	交通部管理課長	今国弘
交通部理事	赤坂寛	教育委員会事務局文化スポーツ振興課長	木村久美子
都市整備部次長	長井道隆	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	石澤貴志	議事調査課主事	高木渉
---------	------	---------	-----

○秋村光男委員長 ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

本日の欠席及び遅刻の届けはありません。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案 1 件について、ただいまから審査いたします。

議案第 79 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 議案第 79 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、都市整備部が所管する内容と教育委員会が所管する内容の 2 つとなっております。

初めに、提案理由について御説明申し上げます。

1 つ目は、都市整備部が所管する内容についてであります。

都市公園の全体面積に対し、運動施設の面積が占める割合を運動施設率といいます。

この運動施設率につきましては、これまで都市公園法施行令において、100 分の 50 を超えてはならないとされてきたところであります。

一方で、当該基準により、例えば、既設の運動施設のバリアフリー化を行う際にその敷地面積が増加する場合や国際基準に対応するための改修により敷地面積が増加する場合など、他の自治体におきましては、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例も生じているところであります。

こうした背景等を踏まえ、昨年、同法施行令が改正され、地方公共団体が設置する都市公園に関する運動施設率の基準につきましては、100 分の 50 という従来からの基準を参酌して、地域の実情に応じて地方公共団体がみずから条例で定めることとされたところであります。

以上のことから、本市が管理する都市公園に関する運動施設率を青森市都市公園条例に定めることとし、当該条例の一部を改正するものであります。

2 つ目は、教育委員会が所管する内容についてであります。

昨年、青森市大字大矢沢字野田にあります青森市スポーツ広場多目的グラウンドの天然芝を人工芝に張りかえるとともに、新たに照明設備を設置し夜間の利用が可能となる改修工事を行ったところであります。

この改修に伴い、多目的グラウンド及び照明設備の使用料を定めるものであります。

資料の 2 ページをごらんください。

改正内容についてであります。

1 つ目は、第 2 条の 4 に運動施設の敷地面積の基準として新たに条を加え、本市が管理する都市公園に関する運動施設率を定めるものであります。

本市が管理する都市公園に関する運動施設率につきましては、現在、全ての都市公園におきまして100分の50を超えていない状況であり、当面はこの基準を超える改修等の計画がないことから、同法施行令で定める参酌基準と同じ値の100分の50として定めるものであります。

2つ目は、青森市スポーツ広場多目的グラウンドの使用料を規定している別表五（第19条関係）を改定するものであります。

資料には、今回の条例改正に伴う使用料の新旧対照表を掲載しており、左側が改正後、右側が改正前の使用料となっております。

改正に当たりましては、近隣の自治体等の使用料を参考にするとともに、維持管理に係る費用や整備に係る一部費用から新たに算定し、入場料を徴収しない場合かつ営利を目的としない場合における1時間当たりの使用料を、現行の1000円から1600円へ改定することとし、その他の区分についても同様の割合で改定することとしております。

また、新たに設置した照明設備の使用料については、1時間当たりの使用料を1100円として定めるものであり、多目的グラウンドと同様に、近隣の自治体等の使用料を参考にするとともに、維持管理に係る費用や整備に係る一部費用から算定しているものであります。

最後に、施行期日につきましては、運動施設の敷地面積の基準につきましては公布の日とし、青森市スポーツ広場多目的グラウンドの使用料の改定につきましては平成30年4月1日とするものであります。

以上、議案第79号青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○秋村光男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。丸野委員。

○丸野達夫委員 もちろん基本的には賛成しますが、我が会派で聞いてくるようにということなのでお聞きします。使用料の改定が行われて値上げになっていますが、その理由として近隣の市町村と合わせるとということと、工事費分を上乗せするという話でしたが、近隣の市町村は大体どれくらいの使用料ですか。

○秋村光男委員長 都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 担当課から説明いたします。

○秋村光男委員長 文化スポーツ振興課長。

○木村久美子教育委員会事務局文化スポーツ振興課長 文化スポーツ振興課の木村です。近隣で人口芝を設置している市町村に確認したところ、平均として使用料が1時間1668円、照明設備は1時間1343円となっております。

○秋村光男委員長 ほかに発言ありませんか。木下委員。

○**木下靖委員** 今と同じ青森市スポーツ広場多目的グラウンドの使用料ですが、先ほどの説明で値上げをして維持管理費や整備経費に充てるということだったんですが、この場合の算定の根拠となっている使用頻度とといいますか、どれくらいの使用頻度から割り出しているものですか。

○**秋村光男委員長** 都市整備部理事。

○**八戸認都市整備部理事** 担当課から説明いたします。

○**秋村光男委員長** 文化スポーツ振興課長。

○**木村久美子教育委員会事務局文化スポーツ振興課長** 使用料の積算基準ですけれども、まず維持管理費については、人件費等を除いた保守点検などの委託料を年間利用可能時間数 2484 時間で割り返した金額と、整備費用なんですけれども、一般財源が今回人工芝を設置することで約 8200 万円かかりましたので、それを耐用年数 15 年及び年間利用可能時間 2484 時間で割って、受益者負担分として当該金額の 2 分の 1 負担していただくということで算定させていただいております。

照明設備については、維持管理費は 1 時間の電気料、それにプラスして、今と同じような考え方なんですけれども、設備費用が一般財源で約 6500 万円かかりましたので、それを耐用年数 15 年及び年間利用可能時間数 2484 時間で割り返して、当該金額の 2 分の 1 を受益者である使用者に負担していただくということで積算しています。

○**秋村光男委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** 根拠があって積算しているということはわかりましたので、今説明されました内容を、後で書面でいただけますか。お願いします。(丸野達夫委員「全員にください」と呼ぶ)

○**秋村光男委員長** 私は発言する立ち場ではないんですけれども、今は値上げをした根拠を説明したんですよ。

済みませんがちょっと聞こえなかったものですから、値上げの根拠を確認したいんですが。教育委員会文化スポーツ振興課長。

○**木村久美子教育委員会事務局文化スポーツ振興課長** 今、積算基準ということでお話ししたんですけれども、値上げの根拠といいますと、要するに使える天然芝を人工芝に張りかえ新たに照明設備を設置したということで、ランニングコストとイニシャルコストである建設費用の一部を、今回算定基準の中の一つに入れてさせていただいているという理由になります。

○**秋村光男委員長** ほかに発言ありませんか。天内委員。

○**天内慎也委員** 使用料の値上げの理由は、今聞いて大体わかりましたけれども、費用がかかったので受益者負担というか、使う人に負担してもらいましょうという感じだと思うんですが、我が会派では、ちょっと値上げの幅があまりにも大き過ぎると話をしていて、負担が大きいということで賛成はで

きないという結論に至りましたので、よろしく申し上げます。

○秋村光男委員長 ほかに発言ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 同じく青森市スポーツ広場多目的グラウンドの使用料ですけれども、算定の根拠はわかりました。受益者負担になるという説明の中でもう1回確認ですけれども、導入費であるイニシャルコストと、ランニングコストの分の両方とも、さっき言った15年分の2484時間で割って、両方ともその2分の1の負担で算定したということでしたか。確認です。

○秋村光男委員長 文化スポーツ振興課長。

○木村久美子教育委員会事務局文化スポーツ振興課長 イニシャルコストの部分が2分の1になります。(山本武朝委員「イニシャルコストね」と呼ぶ)はい。ランニングコストの部分は、全て負担する形になります。

○秋村光男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員 質疑はないものと認めます。

それでは、これより採決いたします。

本案については、反対意見がありますので、起立により採決いたします。

議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋村光男委員長 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)